

企画競争実施の公示

令和6年7月26日

近畿運輸局 観光部長 藤原 幸嗣

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度 近畿運輸局によるDMO 伴走支援事業

(2) 事業概要及び目的

観光地域づくり法人(以下「DMO」という。)は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔としての役割を有している。

観光庁及び近畿運輸局では、これまでDMOを核とした観光地域づくりに向け、各種補助金等による観光地域づくりの支援を実施するとともに、有識者や専門家の派遣や「観光地域づくり法人(DMO)による観光地経営ガイドブック」の出版等、DMOの資質向上に努めてきたところ。

一方で、新規に登録されたものの、業務遂行の具体的方針や効果的な取組手法を模索しているDMO、財源や人材等の不足により観光庁の支援を受けることが困難なDMOなど、その他様々な事由により十分にそのポテンシャルを活かしきれていないDMOも存在する。

そこで、インバウンド誘客の促進に向けて、前述の課題を抱えるDMOに対し、近畿運輸局が課題の分析や解決に関する伴走支援をおこなうことで、その課題の解決を図り、併せて、そのノウハウを汎用化し、同様の課題を抱えるDMOへ展開し、DMO全体の機能強化につなげていくことを目指す。

(3) 履行期限

令和7年3月14日(金)

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。

(3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 近畿運輸局観光部観光地域振興課
TEL 06-6949-6411 MAIL kkt-kankouchiiki@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年7月26日(金)から令和6年8月15日(木)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

上記(1)に連絡の上、電子データでの交付を推奨する。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和6年8月16日(金)17時まで、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点

(9) 事業の詳細は説明書による。